

阿賀町地域防災計画

(個別災害対策編)

令和8年2月作成

阿賀町防災会議

目 次

| | |
|-------------------------|----|
| 第1章 計画作成の趣旨等 | 1 |
| 第2章 雪害対策計画 | 3 |
| 第1節 災害予防計画 | 3 |
| 第2節 災害応急対策 | 13 |
| 第3章 林野火災対策計画 | 17 |
| 第1節 災害予防計画 | 17 |
| 第2節 災害応急対策 | 20 |
| 第4章 大規模停電事故災害対策計画 | 23 |
| 第1節 災害予防計画 | 23 |
| 第2節 災害応急対策 | 24 |
| 第5章 原子力事故災害対策計画 | 27 |
| 第1節 総 則 | 27 |
| 第2節 災害予防計画 | 30 |
| 第3節 災害応急対策 | 32 |

作成 令和 8年 2月26日

第 1 章 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 42 条の規定により、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、法第 42 条の規定に基づき、「阿賀町防災会議」が策定する阿賀町地域防災計画のうち個別災害に関する計画であり、本町における個別災害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有する。

本編「個別災害対策編」の構成は、次のとおりとする。

- 第 1 章 計画作成の趣旨等
- 第 2 章 雪害対策計画
- 第 3 章 林野火災対策計画
- 第 4 章 大規模停電事故災害対策計画
- 第 5 章 原子力事故災害対策計画

阿賀町地域防災計画は、本編の「個別災害対策編」並びに別冊の「風水害対策編」、「震災対策編」及び「資料編」で構成する。

3 計画の修正

この計画は、防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、阿賀町防災会議において修正を行う。

4 計画の習熟等

防災関係機関においては、平時から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

5 その他

本編に定めのない事項については、「風水害対策編」の該当節を準用する。

第2章 雪害対策計画

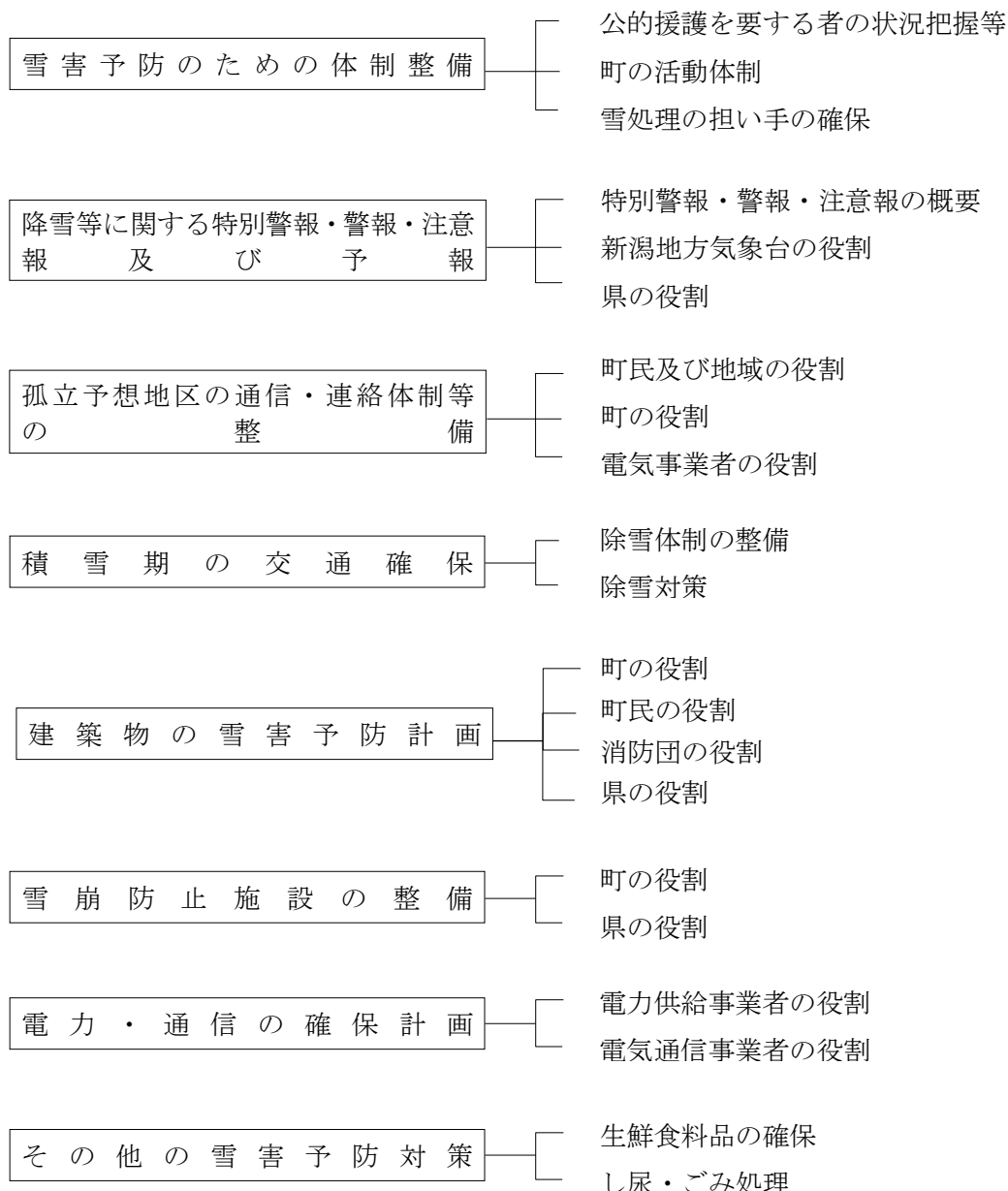
第1節 災害予防計画

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

町は豪雪地域であることから、積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、町は、町民、県及び防災関係機関と協力・連携し、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、交通の確保、電力・通信の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

2 計画の体系



3 雪害予防のための体制整備

(1) 公的援護を要する者の状況把握等

- ア 町は、個人情報に配慮しつつ地域における要配慮者等の除雪困難世帯の把握に努め、地域（行政区、自主防災組織、民生委員等）及び町の関係部署間での情報の共有化を図る。
- イ 地域（行政区、自主防災組織、民生委員等）による除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努めるとともに、日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(2) 町の活動体制

町内で雪害が発生、又は発生のおそれがある場合、町は、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、県、他市町村、指定地方行政機関、町内の公共的機関、町民等の協力を得て、その有する全ての機能を発揮し災害応急対策に努める。

ア 組織及び活動体制

町長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備体制、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

また平時から、災害情報等応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ 町災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

町長は、町災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

町長は、町に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

エ 豪雪に伴う災害救助体制

災害救助法や県災害救助条例適用時における県、関係機関の窓口、必要な調整の仕組み等を平時から確認し、豪雪時において迅速に機能する体制の構築を図る。

(3) 雪処理の担い手の確保

町及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23年12月から運用を開始している「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手を円滑に確保するに当たり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受け入れ環境の整備を推進する。

ア 県は、町への除雪ボランティアの受け入れを支援するため、先進市町村等での受入事例やノウハウの紹介、ボランティアと除雪地区とのコーディネートの実施等に努める。

イ 町は、除雪困難世帯の見守りに努めるとともに、必要に応じて社会福祉協議会や除雪ボランティア等と連携し除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

4 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類、発表対象区域は「風水害対策編 第3章 第4節「気象情報等伝達計画」に示すとおりである。

(2) 新潟地方気象台の役割

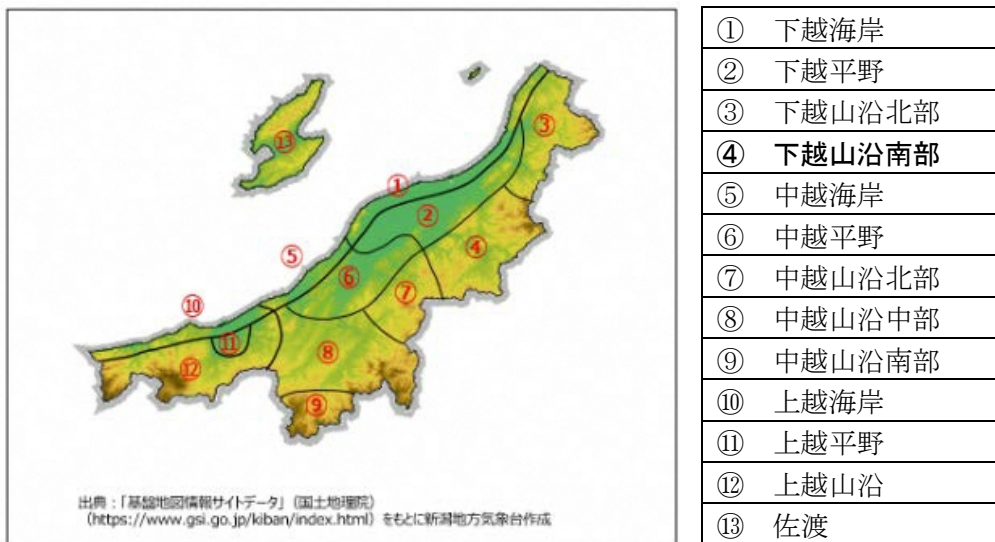
ア 降雪量予想

新潟地方気象台は、降雪に対する防災効果を上げるため、12月～3月までの期間、県内を降雪の特性により13地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。各地域の平均及び最大降雪量予想を1日2回（6時、16時）発表する。

イ 発表時刻及び内容

6時→当日18時までの12時間降雪量及び翌日6時までの12時間降雪量予想

16時→翌日6時までの12時間降雪量及び翌日18時までの12時間降雪量予想予報地域区分



イ) 降雪量分布予報

降雪量を約5km格子単位で翌日24時までを示す予報。降雪の深さは格子内平均の3時間降雪量とし、「降雪量なし」「1～2cm」「3～5cm」「6cm以上」の4段階に区分した「降雪量分布予報」を発表する。毎日5時、11時、17時に発表する。

ウ) 解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報（今後の雪）

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5km四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5km四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1時間ごとに発表する。

積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。

第2章 雪害対策計画

気象庁ホームページでは、「今後の雪（降雪短時間予報）」のページから利用できる。

(3) 県の役割

県は、新潟県雪情報システムを運用し、12月1日から3月31日までの間、県内37地点の降雪量予測情報を、ホームページ上で提供する。

(予測地点)

山北、村上、関川、新発田、胎内、**津川**、五泉、秋葉、**上川**、北（旧豊栄）、新潟、西蒲、三条、加茂、見附、長岡、栃尾、与板、小千谷、守門、小出、十日町、津南、南魚沼、湯沢、柏崎、小国、松之山、柿崎、高土、北城、新井、妙高高原、糸魚川、中根知、相川、両津

5 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(1) 町民及び地域の役割

ア 町民の役割

孤立予想地区の町民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の町民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

イ 地域の役割

雪崩等の発生時に、孤立予想地区の町民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を町民自ら行えるよう、自主防災組織等による防災訓練等の実施に努める。

(2) 町の役割

ア 孤立予想地区、雪崩発生危険箇所事前把握等

(ア) 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区を事前に把握するとともに、地域・町民への周知に努める。

(イ) 雪崩発生危険箇所の周知及び巡視

- a 町は、雪崩災害防止のため、県と連携して町民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等により雪崩危険箇所の周知を図る。
- b 道路巡視等により、危険箇所についての事前把握及び関係機関への連絡を行う。

イ 孤立時の通信の確保

- (ア) 停電時に備えて、町民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない多様な通信手段の確保や補助電源及び非常電源の整備に努める。
- (イ) 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区を対象に衛星携帯電話・防災行政用無線機等の貸与や携帯など、孤立を防止する通信手段の設置に努める。
- (ウ) 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について町民に周知する。

ウ 施設及び資機材の確保・整備

(ア) 孤立が予想される地区の防災拠点となる施設の確保に努める。

(イ) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄及び事前配置に努める。

エ ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地の確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等の付近の障害物の無い場所を圧雪する等で確保）に努める。

(3) 電気事業者の役割

倒木・倒竹等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向け、町及び県との連携に努める。

6 積雪期の交通確保計画

道路管理者は、積雪期における道路の除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期における道路交通を確保する。

県・関係機関においては、雪害発生時における除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。

また、道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握することにより、リスク回避のための予防的な通行規制区間を設定する。

(1) 除雪体制の整備

冬期間における町内道路の除排雪の円滑な実施を期するため、町は、新潟国道事務所、津川地区振興事務所、津川警察署、JR東日本新潟支社、及びその他関係機関との連携体制を整備し、これに対応する。

(2) 除雪対策

ア 除雪路線の選定

(ア) 国・県道

国・県の除雪計画に基づき国・県が行う。

(イ) 町道

町は、町道のうち主要路線について第1種、第2種及び第3種路線に区分し、除雪路線として指定する。

・第1種路線

第1種路線は、2車線確保を原則とするが、道路状況によっては1車線幅員で所々に退避所を設ける。また、出動に際しては最初に除雪する。

・第2種路線

第2種路線は、第1種路線の除雪が終了しだい除雪するが、道路状況によっては幅員4m未満の所もあり、所々に退避所を設ける。

・第3種路線

第3種路線は、春先除雪を基本とし、状況に応じて実施する。

第2章 雪害対策計画

イ 作業体制

降雪量・積雪量により作業区分を除雪作業と排雪作業に分け、区分に応じた作業を実施する。

(ア) 除雪作業

除雪作業は、町有機械による直営のほか、建設業者等への委託により行う。

その他、その年度の除雪計画による。

(イ) 排雪作業

降雪量が多くなり、屋根の雪下ろしを行った結果、道路交通等に支障が出る場合には、道路排雪による交通確保を行う。この場合の指定排雪路線は町で実施するが、それ以外は各地域・町内で行う。

ウ 雪捨て場の設置

雪捨て場の選定に当たっては、事前に関係機関が十分協議して慎重に選定するとともに、町民にその位置を周知することにより、町民がみだりに小河川又は水路に雪を捨て、溢水等の災害を起こさないよう配慮する。

エ 歩道除雪

冬期歩行者空間を確保すべき路線について、歩道除雪機による歩道除雪、消融雪施設等の施設整備を図る。

オ 町民の協力

町は、町民の人的除雪を必要と認めた場合は、関係者に対して協力を要請するものとし、その要請は区長を通じて行う。

カ 消雪施設等の整備

(ア) 道路の消雪施設は、国・県道、町道それぞれ整備は進められてきたが、機械除雪との組み合わせを考えながら、道路の確保に努める。特に、人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪の効率が著しく低下する道路を中心として消雪施設整備に努める。

(イ) 消雪パイプについては、降積雪前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的な維持管理を行う。

キ 流雪溝の整備

人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の整備に努める。

7 建築物の雪害予防計画

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止の啓発に努め、屋根雪処理等に係る事故の減少を図る。

(1) 町の役割

ア 公共建築物の除雪

公共建築物の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画を立てて措置するが、異常降雪等の場合には、町は、これらの総合調整を図り、必要に応じて除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講じる。

イ その他建築物の除雪

(ア) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して、命綱アンカー等の補助制度の活用を勧めるとともに、新設、改良工事等に際し・屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に務める。

また、空家等の所有者に対し、落雪や倒壊による周囲への被害発生を防止するため、適切な維持管理を指導する。

(イ) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における自己防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及啓発に向け助成制度の周知に努める。

a 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

b 住宅の克雪化に関する情報（屋根雪の処理方法や特徴等）提供等による普及啓発

(ウ) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

a 除雪困難世帯に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう配慮する。

b 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

・高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な災害時要援護世帯に対して、除雪費支援の補助制度の活用を努める。

・生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準制度に定める範囲において支給できるよう措置される。

(エ) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、町民に対する啓発に務める。

a こまめな雪下ろしの励行

b 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

c 雪下ろし中の転落による事故防止

d 非常時における出入口の確保

(2) 町民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の設置に努める。

(3) 消防団の役割

福祉施設等建築物の倒壊防止及び屋根雪落下等による事故防止のため、町の実施する除雪対策等に協力する。

第2章 雪害対策計画

(4) 県の役割

- ア 町が実施する住宅の克雪化に対する助成制度及び克雪住宅の普及について支援する。
- イ 屋根雪時の転落や雪処理時における事故防止について、町とともに啓発に努める。

8 雪崩防止施設の整備

雪崩発生の防止及び雪崩発生時における被害の軽減を図るため、雪崩危険箇所の把握及び雪崩防止施設等の整備推進に努める。

(1) 町の役割

ア 雪崩危険箇所の周知

町は、雪崩災害防止のため、県と連携して町民に対して雪崩に関する知識の普及、啓発に努めるとともに、県と協力し「なだれ危険マップ」等を用いて雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩防止施設等の整備

(ア) 町が管理する道路の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の雪崩防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(イ) 雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、積雪前の整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪底処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

(2) 県の役割

ア 雪崩危険箇所の調査

雪崩対策を効率的実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれがある雪崩危険箇所の的確な把握が必要であることから、県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

イ 雪崩危険箇所の周知

県は、雪崩災害防止のため、町と連携して町民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

ウ 雪崩防止施設等の整備

県は、雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備に努める。

(ア) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生により被害が予想される箇所に対しては、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防を図る。

(イ) 雪崩防護施設等の整備

雪崩の走路及び堆雪区に対しては、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

(ウ) 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるため、積雪前の整備・点

検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

9 電力・通信の確保計画

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

また、電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木・倒竹等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けて、町や県との連携に努める。

(1) 電力供給事業者の役割

電力送配電事業者である東北電力ネットワークは、雪害（倒木・倒竹等による電線損傷に伴う停電等）のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。そのため以下の取組みに努める。

ア 送電線路、配電線路の雪害予防措置（降雪期前の点検、補修、整備等）を講じる。

イ 平時から復旧用主要資材（電線、引込電線、変圧器、開閉器、碍子類等）の配備に努める。

ウ 大雪災害時の倒木等によるインフラへの被害防止や停電の未然防止及び早期復旧を目的に、町と連携し電線周りの支障木のおそれのある樹木の事前伐採に努める。

エ 機動力（雪中輸送への対応等）及び通信網（移動無線機の配備等）の整備を図る。

(2) 電気通信事業者の役割

電気通信事業者である東日本電信電話株式会社は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。そのため以下の取組みに努める。

ア 通信設備の耐雪構造化を推進する。

イ 通信網の整備（主要伝送路の複数ルート構成、主要な電気通信設備の予備電源の整備）を図る。

ウ 大雪災害時の倒木等によるインフラへの被害防止や停電の未然防止及び早期復旧を目的に、町と連携し電線周りの支障木のおそれのある樹木の事前伐採に努める。

エ 災害対策用機器及び無線車を配備する。

オ 停電に備えた資機材（蓄電池設備の設置、移動電源車及び可搬型電源装置の増設・新設）の配備に努める。

10 その他の雪害予防対策

(1) 生鮮食料品の確保

豪雪のため、交通が途絶した場合等には、消費者の需要に応ずるため、町内生産者に協力

第2章 雪害対策計画

を求め、関係団体等を通じて集荷する。

なお、豪雪により交通の途絶が予想される場合は、各家庭に食料品の備蓄を呼びかけるとともに、関係業者にも仕入れ増加を呼びかける。

(2) し尿・ごみ処理

町は、町民に対し、降雪期を迎える前にし尿のくみ取りを行うよう指導し、河川等への投入その他非衛生的なことのないよう指導を徹底する。

ごみ処理については、ごみ収集に当たっての臨時集積所の設置等、衛生的な処理の徹底を図る。

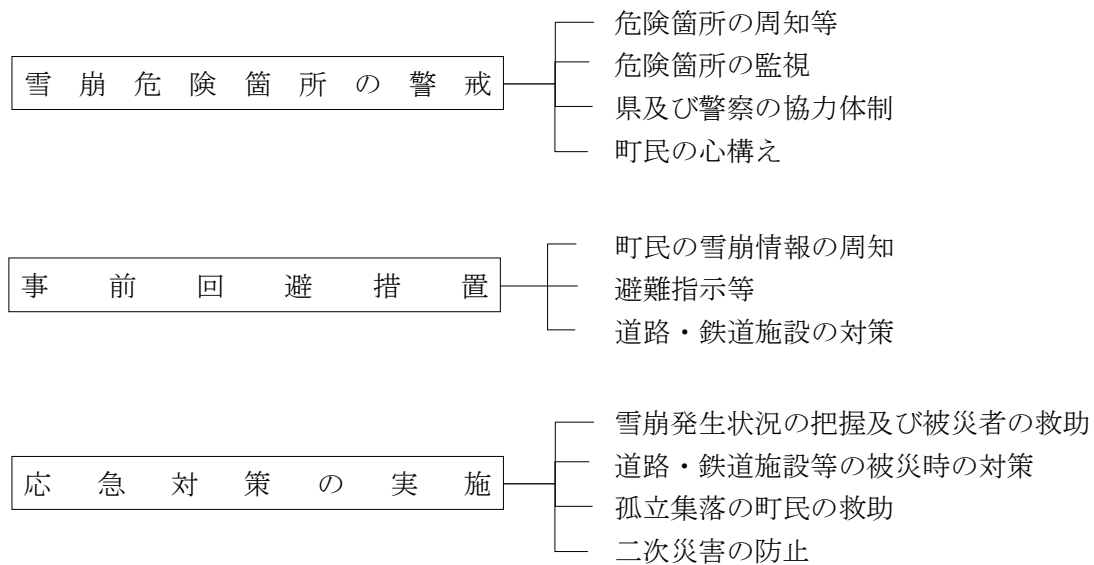
第2節 災害応急対策

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

町及び防災関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）を中心としたパトロール及び、町民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

2 計画の体系



3 雪崩危険箇所の警戒

(1) 危険箇所の周知等

町は、雪崩危険箇所図等による広報を行い、雪崩危険箇所に関する情報を町民に周知する。

(2) 危険箇所の監視

町は、関係機関の協力を得て、雪崩発生危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、町民の生命の安全確保を図るための監視警戒が行えるよう警戒体制の整備に努める。また、雪崩発生の危険度合を見極めて関係者に対して早期の危険度予告を行うとともに、適切な措置を講じる。

(3) 県及び警察の協力体制

県は、町から要請のあったときは、所管の津川警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び町民の避難に関して指導する。

(4) 町民の心構え

町民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの生命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は直ちに近隣の町民及び町へ通報し、必要に応じて自主的に避難する。

4 事前回避措置

(1) 町民への雪崩情報の周知

町は、気象状況、積雪状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩発生の可能性について町民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

(2) 避難指示等

町は、雪崩の発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めたときは、町民に対する避難指示を行う。また、町民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講ずる。

(3) 道路・鉄道施設の対策

道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩が発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い雪崩発生の事前回避に努める。

5 応急対策の実施

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関・町民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県（危機対策課）へ状況を報告する。

イ 町及び県は、雪崩災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行うとともに、雪崩が他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害拡大の防止に努める。また、引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合には、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。

ウ 町は、町民が被災した場合は、直ちに消防機関、警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を依頼する。

エ 町は、住居を失った町民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

オ 県は、被災概要調査結果及び被災状況の推移について、町を含めた関係機関等に連絡する。町は、この情報について関係する町民に連絡する。

(2) 道路・鉄道施設等の被災時の対策

ア 道路・鉄道等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、遭難者がいる場合は直ちに消防機関、警察に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業に当たる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車や通行車両中に乗客・乗員が閉じ込められる事態になったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

(3) 孤立集落の町民の救助

県、警察本部は、雪崩の発生による交通途絶で集落の孤立が長期間に及ぶと認めたときは、ヘリコプターによる医師、保健師等の派遣又は医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救

急患者の救助、若しくは集落の町民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3章 林野火災対策計画

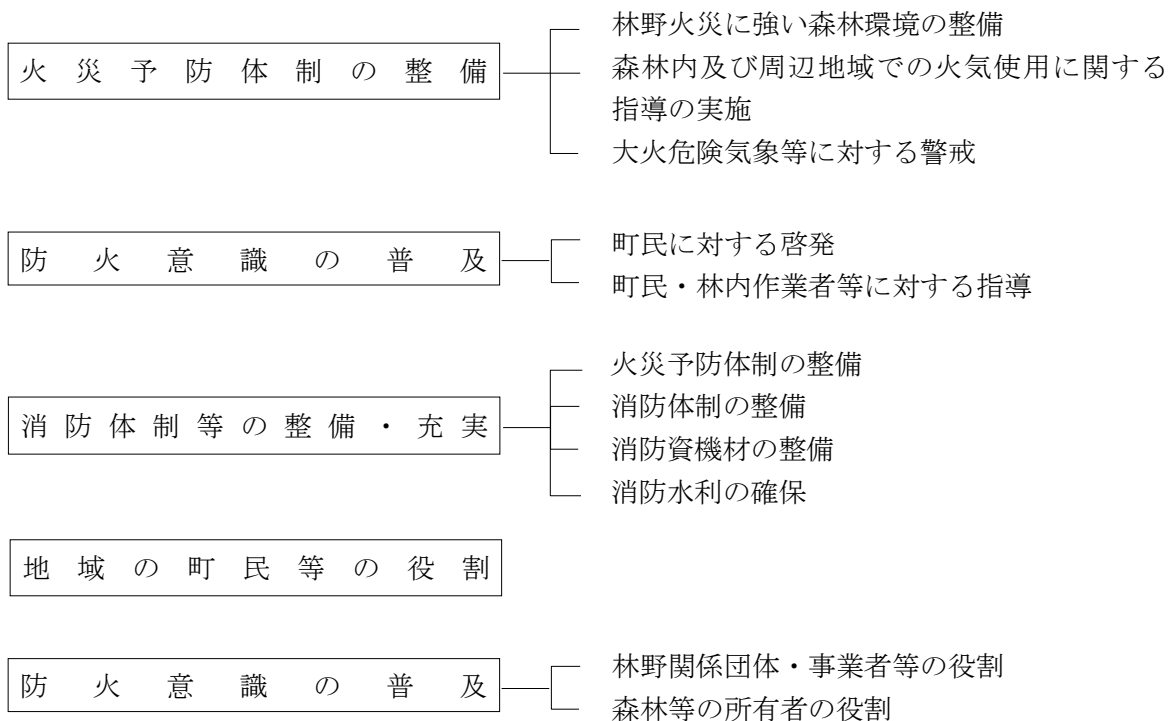
第1節 災害予防計画

【主な関係課名等】消防本部、総務課、農林課

1 計画の方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、町及び林野関係機関は、林野火災予防体制の整備、教育・指導等による防火思想の普及、消防体制や資機材等の整備・充実を図る。

2 計画の体系



3 火災予防体制の整備

(1) 林野火災に強い森林環境の整備

ア 町は、林野火災の発生又は延焼拡大の危険度の高い地域の把握に努め、林野火災対策の推進のため、県と協議の上、林野火災特別地域の決定をすることができる。林野火災特別地域の決定をした町は、県と協議して林野火災特別対策事業計画を定め、その事業の実施を推進する。

イ 町は、消防車両の通行に支障のないよう、林道（防火道）の適正な維持管理に努める。

ウ 町は、火災防止の呼びかけや火災の早期発見のため、地域の町民等を活用した監視体制の構築や、必要に応じて監視所等の設置に努める。

第3章 林野火災対策計画

(2) 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

ア 町は、林野火災の主な原因となり得る廃棄物の野焼きが原則禁止されていることを広報するとともに、野焼きを発見した場合には指導を行う。

イ 町長は、「火入れ」の許可に当たり関係法令に基づいて処分を行い、必要に応じて、消防機関、その他関係機関と協力して指導を行う。

ウ 町は、林野火災発生時に森林の利用者及び作業員への広報、避難誘導を速やかに実施できるように、平時から入林者情報等の把握に努める。

(3) 大火危険気象等に対する警戒

町は、気象官署から火災気象通報が発表されたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令して森林等の利用者に周知し、屋外での火気使用禁止、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講じ林野火災の発生予防に努める。

4 防火意識の普及

町は、消防機関とともに、町民や林内作業者等に対し林野火災に関する防火意識の普及を図る。

(1) 町民に対する啓発

ア 広報宣伝の充実

林野火災防止運動を展開し、森林利用のマナーの向上と定着を図る。

イ 学校教育による防火意識の普及

町教育委員会の協力を得て、学校における防火意識の普及を図る。

(2) 町民・林内作業者等に対する指導

ア 地域での指導・啓発

林野内に立ち入る機会の多い山間地域に居住の町民を対象に、林野火災発生防止の啓発と周知・徹底を図る。

イ 職場での指導・啓発

林野関係事業者は、消防機関の協力を得て職場で講習会等を開催し、その職員に対し林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

5 消防体制等の整備・充実

(1) 火災予防体制の整備

ア 森林内及び周辺地域での火気使用に関する指導の実施

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

イ 大火危険気象等に対する警戒

消防機関は、気象条件により林野火災が発生するおそれのある場合は、林野の巡視・監視を強化する。また、地域の町民等に対し火気取扱いに関する注意を促すとともに、火災の発生防止に努める。

ウ 火災警報発令時の警戒

消防機関は、町長の火災に関する警報の発令を受け、必要により火災警報信号の発令を行い、林野の巡視・監視等の警戒体制を一層強化する。

(2) 消防体制の整備

町及び県、消防機関は、県内外の消防機関との広域的な応援体制及び下越森林管理署、警察、自衛隊、その他の関係機関との協力体制を整備・充実し、林野火災発生時に効果的な消防活動が実施できるよう平時から情報交換等に努める。

(3) 消防資機材の整備

町及び県、林野関係機関は、消防資機材の整備・充実を図る。

(4) 消防水利の確保

町及び消防機関は、林野火災発生時の消防水利の確保のため、川・池等の自然水利やダム等、水源として利用できる施設を調査し、消防水利マップを作成する。

また、林野内に適当な水源が確保できない場合に備え、コンクリートミキサー車等、水を運搬できる車両を保有する事業者から消防用水運搬に関する協力が得られるよう協議しておく。

6 地域の町民等の役割

地域の町民及び入山者等は、林野火災の重大な危険性を常に念頭に置き、たばこやたき火等火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、失火や延焼の原因となるゴミ等は必ず持ち帰る。

7 林野関係者の役割

(1) 森林組合等の役割

ア 森林組合等は、作業を行う際は、たばこやたき火、燃料等火気の取扱いに十分注意しなければならない。

イ 地ごしらえ、害虫駆除、焼畑等で森林へ「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、森林所有者と協議の上、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

ウ 林野火災発生時に備え、作業員等の安全確保のための連絡体制及び避難体制の整備・充実を図る。

エ 消防機関の求めに応じ消防隊の進入路となる林道や作業道などの森林情報を提供する。

オ 町、県、消防機関が実施する防火思想の普及に協力する。

(2) 森林等の所有者の役割

森林等の所有者は、森林内での火気の取扱いに十分注意しなければならない。また、適正に管理された森林は林野火災発生時の危険性を軽減にもつなげることから、森林の適正な保育管理に努める。

所有森林で、「火入れ」を行う場合、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の規定により、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

また、消防機関や森林組合に対し予防に必要な森林情報の提供に努める。

第2節 災害応急対策

【主な関係課名等】消防本部、総務課、農林課

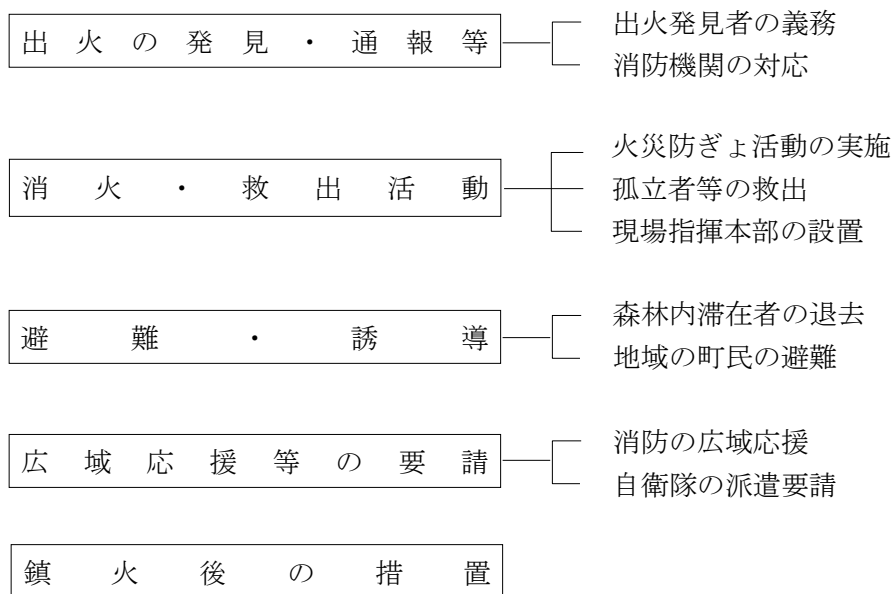
1 計画の方針

林野火災から豊かな自然環境と森林資源、生命・財産を守るため、出火の早期発見と延焼拡大防止のための体制を整備し、町及び消防機関、森林所有者・管理者、地域の町民、県その他関係機関等が協力し消火・救助活動に当たる。

町及び消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、消防防災ヘリコプターによる空中消火等の手段により早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼拡大防止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と協議の上、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を防止する。

林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、当該町民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して町民を安全に避難させる。

2 計画の体系



3 出火の発見・通報等

(1) 出火発見者の義務

林野等で火災の発生を発見した者は、直ちに消防機関に通報するとともに、発生した火災が微小な場合は、消防隊の到着までの間、地域の町民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火に当たる。

(2) 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は、直ちに火災位置を確認し消防隊を出動させるとともに、必要に応じ次の関係機関に連絡し所要の措置を要請する。

また、火災が町の管轄区域外に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接地域の消防本部に連絡し、協力を要請する。

| 要請先 | 要 請 事 項 |
|--------------------|--|
| 消防機関 | 消火活動、延焼警戒及び地域の町民等の避難誘導のための出動 |
| 森林管理者 (下越森林管理署) | 森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力 必要に応じ二次災害防止のための措置 |
| 県危機対策課 | 消防防災ヘリコプターの緊急運航 必要に応じ関東森林管理局等からの情報収集及び協力 依頼 |
| 津川警察署 | 緊急車両の通行確保のための交通規制 森林等利用者の安全確保 必要に応じ警察ヘリコプターによる情報収集 |
| 阿賀町 | 地域の町民の安全確保・避難誘導 知事に対する自衛隊の派遣要請依頼 |

4 消火・救出活動

(1) 火災防ぎょ活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して消火活動及び延焼防止活動を行う。

ア 情報収集

消防隊は、消防団、森林管理者、森林組合等とともに火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、地域の町民からも情報を求めて早期の状況把握に努める。

また、現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災の延焼状況を空中から偵察し地上の消防隊に情報を提供するとともに飛び火の警戒に当たる。

イ 消防水利の確保

最寄りの水源からの送水ルート of 早期確保に努めるが、自然水利が得られない場合は、水を運搬できる車両を保有する事業者に消火用水の運搬について協力を依頼する。

ウ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、消防防災ヘリコプターによる空中消火等のあらゆる手段を用いて早期鎮火に努める。また、消火活動による延焼防止が難しいと判断される場合は、林業関係者と協力して森林の伐開により臨時的防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

(2) 孤立者等の救出

町は、現地に出動した県、警察及び消防防災ヘリコプターが火災現場の空中からの偵察により孤立した負傷者や退路を断たれた者等を発見した場合は、直ちに消防防災航空隊に対して他の業務に優先して救助活動を行うよう要請する。

(3) 現場指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防次長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し消火活動等の指揮に当たる。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長で協議し現地指揮本部長を定める。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、警察、消防機関等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生区域周辺への広報を行い、森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。また、県及び警察本部は、必要に応じてヘリコプターによる空から避難の呼びかけを行う。

町、消防機関及び警察は、道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 地域の町民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、対象地域の町民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して対象地域の町民を安全に避難させる。

6 広域応援等の要請

(1) 消防の広域応援

町長又は消防長は、自らの消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づき協定市町村に応援を要請する。

(2) 自衛隊の派遣要請

町長は、自らの消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

7 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備え警戒に当たる。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

第4章 大規模停電事故災害対策計画

第1節 災害予防計画

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

大雪や台風等の暴風や地震発生による倒木等を原因とする断線や電柱の倒壊が発生した場合、長期間に渡り大規模停電が発生するおそれがあり、発生した場合には町民生活に大きな影響を与えることが予想される。そこで、このような事態が起こらないよう停電に強いまちづくりの実現に努める

2 事前伐採対策

町、電力事業者及び電気通信事業者は、森林所有者及び森林管理者に対して大雪、強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのある樹木及び竹の伐採を促す。

3 非常電源の整備・強化

町は、大規模停電時に災害対策や復旧の拠点（本庁、支所、消防本部等）のライフライン機能を維持するため、非常電源の整備、強化を推進する。

4 停電を想定した家庭内備蓄

町は、停電の長期化を想定して石油ストーブ、ランタン、バッテリー、水、食料、燃料などを家庭内備蓄するよう周知する。

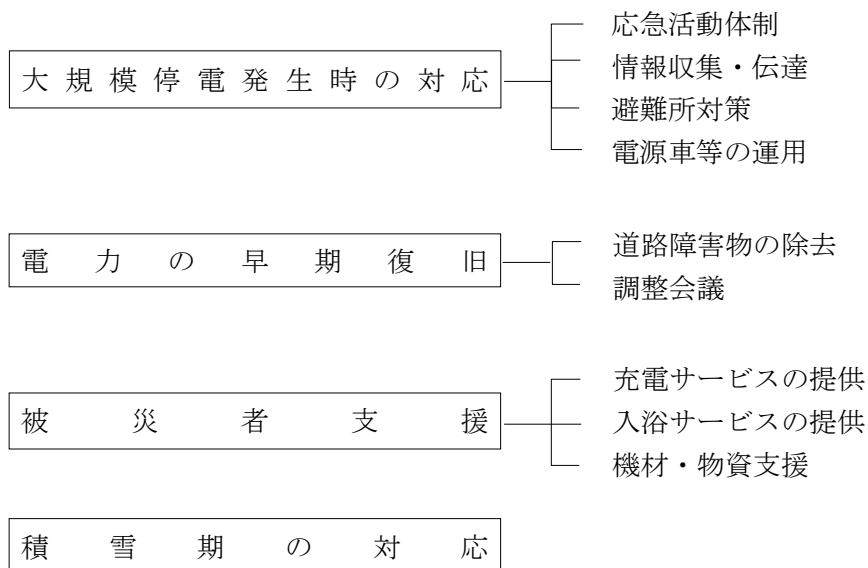
第2節 災害応急対策

【関係課名等】 全課（総務課）

1 計画の方針

地震や風水害等に起因する広域かつ長期間の停電を想定した、大規模停電の発生時における被害軽減や迅速な復旧を図るための応急対策について定める。

2 計画の体系



3 大規模停電発生時の対応

(1) 応急活動体制

町長は、大規模な停電が発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるときに 災害対策本部を設置し、必要な配備体制をとる。また、状況に応じて県、電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者等に、連絡員の派遣を要請する。

(2) 情報収集・伝達

電力事業者は停電情報を収集し停電の状況と復旧見込みを、電気通信事業者及び携帯電話事業者は通信障害の情報を収集し現状と復旧見込みを町及び防災関係機関と共有するとともに、町民にTV電話、阿賀町アプリ「しらせあい」、町ホームページ等で広報する。

町は、町民から提供された停電、通信障害や電柱等の被害情報を電力事業者、電気通信事業者と共有するとともに、停電情報、通信障害の広報に協力する。

道路管理者は、管理道路の被害や障害物の状況を町及び電力事業者、電気通信事業者と共有する。

(3) 避難所対策

大規模停電により町民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は、風水害対策編 第3章 第10節「町民等避難計画」の定めるところにより実施する。

(4) 電源車等の運用

町は、長時間の停電が予想される場合には、非常電源が不足する重要施設や避難所の機能維持のため、電力事業者への電源車の派遣要請、EVの公用車の活用、自動車業者へのEV車の派遣要請等により電源車等を確保し、当該施設に派遣する。

4 電力の早期復旧

電力の早期復旧のため、町、電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者、道路管理者、伐採業者等が連携した迅速な復旧を推進する。

(1) 道路障害物の除去

電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者は、電力施設、電気通信施設、携帯電話基地局の復旧作業のため通行する道路の障害物について道路管理者及び伐採業者と協力して除去する。

(2) 調整会議

電力事業者、電気通信事業者、携帯電話事業者は、町、道路管理者、関係団体等と、復旧の進捗状況、今後の活動予定、復旧の課題等に関する調整会議に参加し情報を共有する。

5 被災者支援

町は、停電が長期化した地区について町民のニーズを把握し、各種支援サービスを提供する。

(1) 充電サービスの提供

避難所や公共施設において携帯電話等の充電サービスを実施する。また、携帯電話等販売店に、充電サービスの提供を要請する。

(2) 入浴サービスの提供

公共施設の浴場やシャワー施設の開放サービスを実施する。また、浴場やシャワー施設を有する公共施設の管理者や災害協定団体等に、開放サービスの実施を要請する。

(3) 機材・物資支援

町は、地区避難所に対して、発電機、ストーブなどの貸し出し、また、避難所において非常食の配布を行う。

6 積雪期の対応

積雪期において大規模な停電が発生すると、暖房器具が使用できない状況となる。この状況下で降積雪により道路がストップすると町民生活に多大な影響が及ぶこととなる。

このため、町は、このような事態にも対応できるよう道路管理者と連携した積雪期における道路除雪（最低でも1車線を確保）体制づくりに努める。

第5章 原子力事故災害対策計画

第1節 総則

1 計画の方針

災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者となる東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害に対する必要な対策について定める。

2 町が計画する原子力災害の想定

(1) 発電所と阿賀町の位置関係

阿賀町は、発電所から直線距離で約80km離れて位置し、UPZ外に属しており、発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、発電所周辺自治体からの避難者受入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。

●原子力災害対策を実施すべき地域の区分と範囲

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5キロメートル圏で、あらかじめ定められる発電所における全面緊急事態等の発生時には、直ちに避難を実施する区域。

イ 緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）

半径概ね5～30キロメートル圏で、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、災害対策を実施する区域。

ウ UPZ外

緊急時モニタリングの結果等により、必要に応じて屋内退避や避難及び一時移転、安定ヨウ素剤の服用や飲食物の摂取制限等を実施する地域。

(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心熔融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

(3) 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。

このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

第5章 原子力事故災害対策計画

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（以下「原災指針」という。）で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

イ 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

ウ 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

3 用語の解説

本章における主な用語の解説は、次のとおりとする。

(1) 安定ヨウ素剤

放射性でないヨウ素をヨウ化塩（ヨウ化カリウム）の形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺に集まる性質がある。原子力発電所等の事故により放出された放射性ヨウ素は呼吸や飲食により体内に吸収されると甲状腺に集まり、甲状腺がん、甲状腺機能低下症を引き起こすおそれがある。安定ヨウ素剤は、これらの障害を防ぐために用いられる。

(2) 甲状腺

前頸部に位置し、ちょうど喉頭の下部にある内分泌腺。ヨウ素を含む甲状腺ホルモンを分泌して、新陳代謝や成長ホルモン・発育を促進する重要な内分泌器官のこと。

(3) 避難退域時検査

放射性物質が放出された後のOILに基づく避難の際に、国からの指示に基づき、避難や一時移転を伴う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。

(4) 環境放射線モニタリング

原子力施設周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。

(5) モニタリングポスト

原子力施設周辺の放射線を監視するため、全県に設置され環境放射線を連続して測定する設備のこと。

(6) 放射性物質拡散予測情報

周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報。

(7) プルーム

原子炉施設において物理的防護壁が機能しない場合に周辺環境に放出される放射性物質（気体状のクリプトンやキセノン等の希ガス、揮発性のヨウ素、気体中に浮遊する微粒子等）

を含んだ空気の一団のこと。

(8) 屋内退避

自宅等の屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮蔽することにより被ばくの低減を図るもの。

(9) 防災業務関係者

緊急時において、町民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。

第2節 災害予防計画

【主な関係課名等】総務課

1 情報の収集・連絡体制等の整備

町は、国、県、県内他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項の体制等を整備する。

(1) 町と関係機関との連携体制の確保

町は、国、県、県内他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関との間における情報の収集及び連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

- ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口
- イ 関係機関等の連絡先

(2) 情報の分析整理

ア 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

イ 人材の育成及び専門家の活用

町は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

(3) 緊急時連絡網等を整備

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。

2 災害応急体制の整備

町は、発電所等において警戒事態が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が町域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

(1) 警戒配備に必要な体制等の整備

町は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成なども行う。

(2) その他体制の整備

町は、平時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努めるとともに、必要に応じて関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請できる体制を整備する。

3 屋内退避・避難等に係る体制

(1) 屋内退避・避難等の体制

町は、国、県、県内他市町村及び原子力事業者、その他関係機関と連携をとりながら、屋内退避・避難のための体制の整備に努める。

(2) 屋内退避・避難等の周知

町は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から町民への周知に努める。

4 町民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 町民相談窓口の準備

町は、町民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

(2) 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性を考慮し、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、町民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

5 他自治体からの避難者の受入れ

県は、災害の状況により、避難が必要であると認める市町村がある場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、対象市町村住民の広域避難先とすべき市町村を決定し当該市町村長に対し避難者の受入れ及び避難所の設置を要請する。

本町は、県から避難区域の市町村から避難住民の受入れの要請があり、受入れが可能な場合は、避難所となる施設を示した上で受入れる。

6 原子力防災に関する町民等への普及啓発

(1) 町民に対する普及啓発

町は、町民に対して原子力防災に関する知識の普及啓発のための広報活動を実施する。

(2) 要配慮者への配慮

町は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

7 防災業務関係者に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して防災業務関係者に対する研修を行う。

8 防災訓練の実施

町は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加するとともに、訓練終了後において訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

第3節 災害応急対策

【主な関係課名等】 総務課

1 災害対策本部等の配備基準

町長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の配備基準により応急活動体制をとる。

| 配備区分 | 配備基準 | 活動体制 |
|-------|---|--------|
| 第1次配備 | 1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングで、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき 2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当重要な故障が認められるとき 3 その他町長が必要と認めるとき | 災害警戒本部 |
| 第2次配備 | 1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき 2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき 3 その他町長が必要と認めたとき | 災害対策本部 |

(1) 災害警戒本部の設置

ア 設置基準

町長は、第1次配備体制の配備基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。

イ 設置場所・組織

本部の設置場所及び組織の編成及び動員体制については、風水害対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に準じる。

ウ 所掌事務

警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 発電所等の事故に関する情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供
- (イ) 応急対策の検討、調整及び実施
- (ウ) 国・県等との情報の共有等
- (エ) 関係機関との連絡調整
- (オ) 町民等への広報
- (カ) 報道機関への情報提供
- (キ) 災害対策本部の立ち上げ準備
- (ク) その他必要な事務

オ 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

- (ア) 災対法に基づく、災害対策本部が設置された場合
- (イ) 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合

(ウ) その他必要がなくなると本部長が判断した場合

(2) 災害対策本部の設置

ア 設置基準

町長は、第2次配備体制の配備基準に該当したときは、速やかに職員を非常招集し、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

イ 設置場所・組織

本部の設置場所及び組織の編成及び動員体制については、風水害対策編 第3章 第1節「災害対策本部の組織・運営計画」に準じる。

ウ 所掌事務

災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- (ア) 原子力災害の避難、屋内退避、受入れに係る指示又は解除に関する事
- (イ) 原子力災害の現地事故対策連絡会議への職員の派遣に関する事
- (ウ) 原子力災害の原子力災害合同対策協議会への職員派遣に関する事
- (エ) 原子力災害の複合災害対策に関する事
- (オ) 本部の出動体制及び解除の決定に関する事
- (カ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事
- (キ) 避難所の開設及び閉鎖に関する事
- (ク) 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関する事
- (ケ) 災害対策経費の処理に関する事
- (コ) その他災害対策に関する重要事項に関する事

オ 災害対策本部の廃止

次の場合は災害対策本部を廃止する。

- (ア) 原災法第15条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
- (イ) 本部長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了、又は対策の必要がなくなると認められたとき。

(3) 防災業務関係者の安全確保

ア 町長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

イ 町は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対して防護資機材の調達の協力を要請する。

2 屋内退避・避難等の防護活動

(1) 町民等

町は、緊急時において町民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、放射線による身体の影響を低減するための措置として、屋内退避・避難等の指示を行い町民等の安全確保を図る。

第5章 原子力事故災害対策計画

(2) 要配慮者

在宅の要配慮者の屋内退避・避難に当たっては、近隣町民、民生委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。

(3) 医療機関、社会福祉施設、学校等の対応

ア 医療機関

病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の下、迅速かつ安全に入院患者を避難又は他の医療機関へ転院させるほか、外来患者等の帰宅等の支援に努める。

イ 社会福祉施設

社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示の下、迅速かつ安全に入所者を避難させるほか、利用者の帰宅等の支援に努める。

ウ 学校等

学校等施設は、園児・児童・生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率の下、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。

3 避難者等の受入れ

町は、県又は応援協定に基づき他市町村から避難者の受入れ及び避難所の設置について要請を受けた場合、受入れを行う避難者の人数・要配慮者の有無等について確認し、受入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受入れ先施設を選定する。

4 屋内退避・避難の解除

(1) 屋内退避指示の解除

町長は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

(2) 避難指示等の解除

町長は、緊急時モニタリングの結果、町における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、県との協議により町民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立退きの指示解除等を行う。

阿賀町地域防災計画（個別災害対策編）

作成日：令和 8 年 2 月 2 6 日

施行日：令和 8 年 4 月 1 日

| | |
|-------|---|
| 発行 | 新潟県阿賀町 |
| 企画・編集 | 新潟県阿賀町総務課 |
| | 〒959-4495 |
| | 新潟県東蒲原郡阿賀町津川 580 番地 |
| | TEL (0254) 92-3113 |
| | URL http://www.town.aga.niigata.jp/ |